

川口市監査告示第 33 号

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

「5類定点川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」ウェブサイト掲載・広報紙新型コロナワクチンバックナンバーのホームページ掲載維持費用支払債務履行（コンテンツに投入された人件費含む。）

〈求める措置〉

広報誌バックナンバーとウェブサイトの薬機法違反の記述に公金投入した担当者への損害賠償請求権行使

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補正）」が提出されたため、同月18日に所定の要件を具備しているものと認め、

受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」ウェブサイト掲載と広報紙新型コロナワクチンバックナンバーのホームページ掲載維持費用に関する事務とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市企画財政部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

企画財政部職員の聞き取り及び監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

（1）「新型コロナウイルス感染症の動向等」など市公式ホームページの維持について

市公式ホームページについては、公式ホームページを作成するための基本的な考え方としての「川口市ホームページ作成基準」が定められ、ホームページの管理・運営については、ホームページに掲載する情報を、正確で、市民にとってより分かり易いものとするため、その作成・掲載・管理は、提供すべき情報の内容を熟知し、説明責任を有する各担当課において行うこととするほか、ホームページ作成にあたっての基本コンセプト、掲載内容の制限について定められ、維持・管理が行われている。

（2）監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

市ホームページの維持費用（役務費）

全体としては527万8,350円であるが、市公式ホームページに係るものとしては439万925円である。

なお、市公式ホームページの維持費用は、どのような記事を掲載するか否かにかかわらず、発生するものである。

2 判断

（1）財務会計上の行為の違法性等

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住

民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものに限られ、それ以外の非財務的な事項についてまでを対象とするものではない。

請求人は、本件請求において、前提として「法定病原体との同定作業が行われていないPCR検査に基づくデータ及び発生届に基づくデータを基にした「新型コロナウイルス感染症の動向」並びに新型コロナウイルスワクチンが予防接種法第2条のワクチンの定義に該当しない粘膜1gA誘導せず感染予防効果と無関係であるにもかかわらず、ワクチンと呼称されている遺伝子治療、かつ、がん原生試験・遺伝毒性試験が必要な核酸医薬品であることから、「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」に係る情報を市公式ホームページに掲載することが違法である」と主張し、措置請求書の文中において、特定の人物の主張や請求対象の違法性や不当性と直接の関連性を有しない判例などを記載するほか、同様の内容の事実証明書を提出しているが、法定病原体との同定作業が行われているかどうか、また、新型コロナウイルスワクチンが予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条のワクチンに該当しないことの違法違憲性及び広報課長が立法事実存在の抗弁を提出しないことの違法性については、非財務的な事項であるから、法第242条第1項の対象とはならないものである。

次に、本件請求に係る財務会計上の行為の違法性等について検討する。

市公式ホームページにどのような情報を記載するかどうかについては、川口市長の当該情報を記載する目的やその必要性、記載に至る経緯、記載の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、そのような裁量行為に関しては、上記の諸般の事情を総合考慮した上でなお、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該行為は違法となるものではないと解すべきである（最高裁平成16年7月13日判決参照）。

これを踏まえると、市公式ホームページに掲載された「新型コロナウイルス感染症の動向」の基となる感染症発生動向調査は、昭和56年から開始され、平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査であり、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果を国民や医療機関へ迅速に提供及び公開することにより、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としているものであって、この調査を基にした情報について、川口市長が市公式ホームページに掲載することは、川口市内における感染症の発生状況を市民や医療機関へ提供及び公開することによって、感染症の発生及びまん延を防止するという極めて高い公益性が認められ、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くことが明らかであるとまでは認められない。

また、川口市の広報紙である「広報かわぐち」のバックナンバーを市公式ホームページに掲載することについても、過去に市民に配布された当該広報紙のバックナンバーを情報提供として掲載しているに過ぎず、そのことが社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くことが明らかであるとまでは認められない。

そして、本件請求に係る各費用の支出手続は、川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第8号役務費の規定に基づき、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば、予算

の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実も認められず、また、手続上の瑕疵も認められない。

(2)「行為の発生から1年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、住民監査請求に期限を設けている。

本件請求において、請求人は、市公式ホームページの維持費用に係る支出のうち令和5年10月22日以前に支出した分に係る請求は、川口市が当該行為を行った日から1年を経過したときになされており、請求人は、そのことを踏まえ行為のあった日から1年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の主張に、1年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかどうかについて検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と判示している（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

これを本件についてみると、請求人が事実証明書として提出した「令和5年度のホームページ管理システムに係る使用契約書」は、請求人が令和5年5月31日に実施機関である川口市長あてに公文書公開請求書を提出し、同年6月7日付けの川口市長の公文書部分公開決定により交付された文書であり、遅くともこの時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように監査請求ができたものというべきである。

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本件請求のうち、令和5年10月22日以前の市公式ホームページの維持費用に係る支出に係る部分については、当該行為のあった日から1年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であるといわざるを得ない。

(3) まとめ

以上のことから、本件請求に係る支出は、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害は発生していないことから、請求には理由がないと判断した。